

「超ビジネス保険 情報漏えい事故補償特約」のご案内

万全の対策をしても、情報漏えいを完全に防ぐことは困難です。
万一漏えいした場合の賠償損害、対応費用などの負担は大きく、保険の備えが必要です。

マイナンバー制度が始まります。

2015年10月からマイナンバーが全国民に通知され、2016年1月からその利用が開始されます。

マイナンバー制度の利用が始まると、企業は、官公庁や自治体に提出する書面にマイナンバーを記載することが必要になるため、従業員・顧客の個人番号や法人番号を管理する仕組みと安全管理措置が必要となります。そのため、業務プロセスや情報システムの改修が必要となります。

また、マイナンバーは、従来の個人情報に比べて結び付けられる情報の範囲が広く、不正に扱われるリスクが高い情報であるため、マイナンバー漏えい時の罰則についても従来の個人情報に比べ強化されています。収集したマイナンバーが漏えいした場合には法律で罰せられることがありますので、企業はマイナンバーの漏えい対策を万全にする必要があります。

「超ビジネス保険 情報漏えい事故補償特約」は、万が一、個人情報（※）が漏えいしてしまった場合の損害に備える保険です。この機会にぜひご加入をご検討ください。

（※）法人情報も対象となります。

〈個人情報漏えい例〉

* 想定される漏えい例であり、東京海上日動の保険金支払事例ではありません。

メール配信サービスで、あて先を非表示にして配信すべきところ、誤って全登録者のメールアドレスと氏名を表示して配信した。

パソコンがウィルスに感染し、パソコン内に保存していた従業員のマイナンバー等の個人情報が流出した。

社員が顧客情報を無断で持ち出し、名簿業者に売却した。

個人情報を記載した文書を、取り違えて別人に渡した。



【お支払い想定例】 * 想定例であり、実際の支払事例ではありません。

コンピューターウィルスにより、5,000名の
個人情報を漏えいしてしまったら・・・

損害賠償金	1万円×5,000名分
謝罪広告費用	200万円
お詫び状作成・発送費用	100円×5,000名分
お見舞品購入費用	500円×5,000名分
コンサルティング費用・弁護士相談費用	400万円
合 計	5,900万円

ご契約条件

損害の種類	支払限度額	免責金額
情報漏えいによる損害賠償	1億円	なし
情報漏えい対応費用	3,000万円	なし

すべて保険金のお支払い対象になります！

【補償の内容】

- 情報漏えい時の法律上の損害賠償金および争訟費用(※1)だけでなく、情報漏えい時の各種対応に要する費用を補償します。

情報漏えいによる損害賠償

保険期間中に日本国内で損害賠償請求を受けた場合、以下の保険金をお支払いします(※2)。

- ✓ 法律上の損害賠償金
- ✓ 争訟費用(※1) 等

情報漏えい対応費用

保険期間中に情報が漏えいし、事故対応期間(※3)中に支出した、以下の費用をお支払いします。

- ✓ 謝罪費用・会見費用
- ✓ お詫び状作成・送付費用
- ✓ 見舞金・見舞品購入費用
- ✓ コンサルティング費用
- ✓ コールセンターへの委託費用
- ✓ 弁護士への相談費用 等

※1 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において支出する、弁護士費用等をいいます。

※2 損害賠償金および争訟費用の支出については、あらかじめ保険会社の同意が必要です。

※3 契約者、被保険者または保険会社が事故を発見した時から、その翌日以降180日経過するまでの期間をいいます。

- 「情報漏えいによる賠償損害」、「情報漏えい対応費用」のそれぞれについて、ご契約時に設定される支払限度額を限度として、損害の額から免責金額を差し引いた金額を保険金としてお支払いします。

● 保険料例

【ご契約条件】支払限度額：情報漏えいによる損害賠償1億円・情報漏えい対応費用3,000万円

- (1) 年間売上高5,000万円の飲食業者の場合

年間保険料：30,730円（一時払）

- (2) 年間売上高1億円の建設業者の場合

年間保険料：30,000円（一時払）



＜お問い合わせ先＞

取扱代理店 株式会社ライフパートナーズ

（所在地）広島市南区出汐1丁目17-28-201号

（TEL）082-255-5077

（FAX）082-255-5227

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

担当営業課支社 広島中央支社

（所在地）広島市中区八丁堀3-33広島ビジネスタワー

（TEL）082-511-9194

（FAX）082-511-9206

お気軽に
ご相談ください

このご案内書は、超ビジネス保険・情報漏えい事故補償特約の概要をご紹介したもので、超ビジネス保険・情報漏えい事故補償特約に関するすべての事項を記載しているものではありません。保険の内容はパンフレット等をご請求の上、ご確認ください。詳細は、保険約款および付帯される特約条項によりませんが、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または東京海上日動までお問い合わせください。ご契約に際しましては必ず保険約款をご確認ください。